

（仮称）三鷹市子どもの権利に関する条例の制定について

1 （仮称）三鷹市子どもの権利に関する条例の制定

子どもの権利については、1989年に国連総会で、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）（以下、「条約」という。）」が採択、1990年に発効され、日本は、1994年に条約を批准しました。

また、2023（令和5）年4月には、日本国憲法及び条約の精神にのっとり、全ての子どもが将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、「こども基本法」が施行されました。

三鷹市では、子どもと大人の共通目標として「三鷹子ども憲章」を平成20年に制定し、三鷹の子どもたちが未来に向けて夢や希望を持ち、明るく、楽しく、元気よく、心身ともにすこやかに成長していくことができることを目指してきました。

さらに、人権を尊重するまちづくりの上位規範として、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが暮らしやすいまちを実現することを目的に、「人権を尊重するまち三鷹条例」を制定し、令和6年4月に施行しました。

これらを踏まえ、「子どもの尊厳が守られ、幸せに生きることができる権利」を保障し、子どもにとっての最善の利益を考え、子どもが幸せに過ごすことができるまちを実現させるため、三鷹市が取り組むべき政策の基本となる事項を定める「（仮称）三鷹市子どもの権利に関する条例」を制定します。

2 検討委員会

令和8年度の（仮称）三鷹市子どもの権利に関する条例の制定に向けて、条例素案作成方法及び素案内容等について、検討・協議していただく委員会です。

- （1）委員構成 5名 子どもの権利に関して見識がある学識経験者で構成します。
- （2）開催予定 第1回 令和6年11月15日（金）、第2回 令和7年2～3月
第3回以降については、令和7年度に4～5回、令和8年度に2～3回を予定
- （3）任期 令和6年11月15日（金）から、令和8年度に議案として提出する条例案の素案について、市長に報告が完了した日まで。
- （4）関係者等の委員会への出席

子どもに直接関わっている関係者、団体等からの状況又は意見の把握について、検討委員会が必要であると判断した場合、該当する者に委員会への出席を依頼し、意見を聴取する機会を設けます。

子どもの意見については、基本的にはワークショップ及びアンケートで把握しますが、検討委員会で直接意見を聴取する必要があると判断した場合には、子ども・若者にも検討委員会への出席を依頼する場合があります。

3 ワークショップの実施 別紙【資料5-2】